

◎市街地の生活環境被害防止対策

「箱わな」による有害獣捕獲事業（令和8年度）

市では、市民生活に被害を及ぼす有害獣について捕獲等し、安全で快適な生活環境の被害防止を図るため、被害等の状況を現地確認のうえ「箱わな」を設置します。

〔対象〕

- 有害獣（アライグマ・ハクビシン・タヌキ・アナグマ）により、自身が所有し、かつ、現に居住している家屋（集合住宅等は除く）で生活環境被害（敷地内におけるふん尿・臭気・騒音等や建築物の破損・棲みつき等、及び敷地内の飼育動物又は庭木果実等の被害）を受けている営利関係を伴わない個人、及び町会・自治会。

〔箱わなの設置ができる場所〕

- 屋外
- 個人宅の敷地内
- 設置に必要な広さがある場所
【参考】箱わなの大きさ(例)：31cm×91cm×36cm
- 安全に設置できるなどの条件を満たす場所であること。
(市職員が現地を確認させていただきます。)

〔設置〕

※1 裏面参照

- 同一場所において、1回当たり1台（原則として2週間）ただし、残頭有害獣が確認され、継続した捕獲の必要性がある場合は、この限りではありません。

〔行っていただくこと〕

- 箱わなの見回り（毎朝）
- エサの用意及び補充（週1～2回程度）
- 箱わな周辺の除草、支障物の片づけ等
- 有害獣が捕獲された時、市への連絡（平日の8:30～9:15）



アライグマ

〔行ってはいけないこと〕

- 箱わなの移設
- 捕獲された有害獣の処分



ハクビシン

〔有害獣が捕獲されたとき〕

- 捕獲があったら、市（獣害対策課）へ連絡してください。
 - 市の依頼を受けた委託業者が、捕獲獣の回収を行います。
- ※ 土日・祝日等は捕獲獣の回収はできませんのでご注意ください。

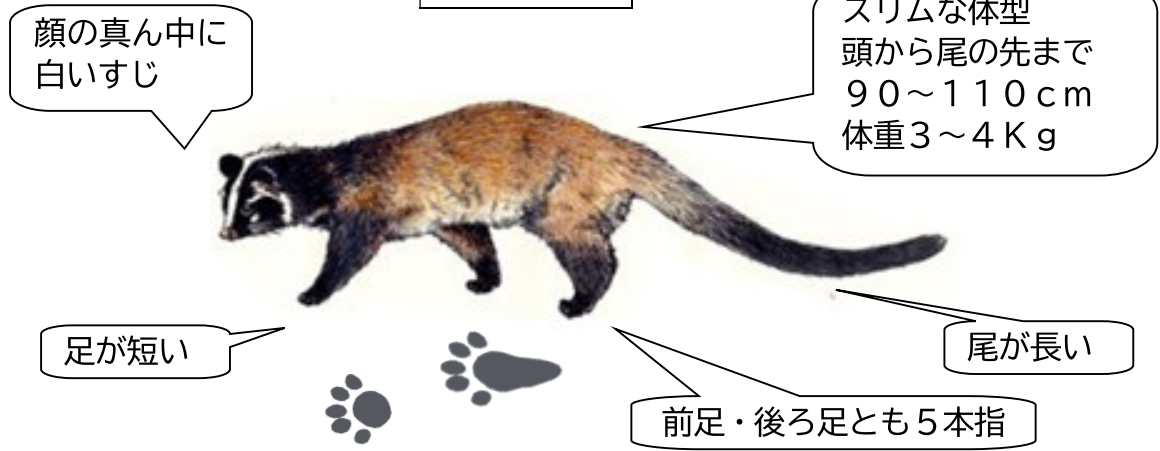
■ 連絡・問い合わせ先

八王子市 獣害対策課 042-620-7375（直通）

アライグマ



ハクビシン



※1（おもて面）

箱わなの設置後、原則として2週間以内に1頭目が捕獲でき、かつ複数頭の存在が確認されている等、継続した捕獲の必要性がある場合には設置期間を延長（原則2週間単位）することができます。

このリーフレットのアライグマ・ハクビシンの姿と足跡の絵は、
東京都環境局のホームページより引用しています。